

令和3年第9回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年10月30日（土）午前10時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀  
書記 石井 忍、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。  
報告第22号 専決処分した事項の報告について（衆議院小選挙区選出議員選挙候補者の氏名等掲示順序の決定）  
報告第23号 専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）  
報告第24号 専決処分した事項の報告について（投票管理者の職務代理者の選任）  
報告第25号 専決処分した事項の報告について（投票立会人の選任）  
報告第26号 専決処分した事項の報告について（選挙人名簿の修正）  
議案第47号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

午前9時58分

石井書記長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第9回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。現在の期日前投票者数は11月29日現在で4,308人、30.75%となっております。投票事務はミスもなく、順調に進んでおります。

それでは、委員長の方から挨拶をお願い致しまして、引き続き議事進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 皆さんおはようございます。書記長の方から、期日前投票が4,308人、30.75%と話がありましたが、本日も多くの期日前投票者が訪れることと思います。いよいよ明日投開票日となりますが、ミスのないようくれぐれも注意を払って頑張ってもらいたいと思います。今日の案件は明日の投開票に関する案件となりますので、慎重な審議をお願いします。

会議に入る前に、会議録署名委員の氏名をします。今回は、加賀谷委員と田村委員をお願いします。

それでは議案に入ります。報告第22号「専決処分した事項の報告について（衆議院小選挙区選出議員選挙候補者の氏名等掲示順序の決定）」について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。報告第22号「専決処分した事項の報告について（衆議院小選挙区選出議員選挙候補者の氏名等掲示順序の決定）」。

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法第175条第3項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

掲示順序

1番 自由民主党 かねだ 勝年

2番 立憲民主党 緑川 たかし

説明します。

くじの執行記録につきましては2頁に記載しておりますが、届出番号順に抽選を行い、ご覧の掲示順序となっております。

この順序に従って、期日前投票及び投票日当日の氏名掲示を作成しております。

説明については以上です。

嶋田委員長

専決処分事項でありますので、これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長

それでは、報告第22号は、原案どおり承認致します。

嶋田委員長

続いて、報告第23号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）」事務局より説明をお願いします。

畠山書記

報告第23号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）」について。

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票立会人を公職選挙法第62条第2項の規定に基づき次のとおり選任した。

1 衆議院小選挙区選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査

自由民主党 立会人（省略）

選管選任 立会人（省略）

選管選任 立会人（省略）

2 衆議院比例代表選出議員選挙

日本共産党 立会人（省略）

自由民主党

立会人 (省略)

公明党

立会人 (省略)

内容について説明します。

開票立会人については、公職選挙法の規定により選挙期日前3日、10月28日午後5時までに届け出のあった方が、小選挙区1名、比例代表の届出が3名でしたので、くじは実施しておりません。なお、開票立会人は公職選挙法の規定により3人以上10人以内とされておりますので、3人に達しなかった小選挙区の開票立会人2名を補充選任しております。

また、小選挙区選出議員選挙の開票立会人が最高裁判所裁判官国民審査の立会人となることとなります。

説明は以上です。

嶋田委員長 小選挙区と国民審査の開票立会人の届出が1人でしたので、選管で2人を補充選任、比例代表は3人の届出があったということではありますが、これでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第23号を原案どおり承認致します。

次に、報告第24号「専決処分した事項の報告について(投票管理者の職務代理者の選任)」。

嶋田委員長 報告第24号「専決処分した事項の報告について(投票管理者の職務代理者の選任)」。

報告第24号「専決処分した事項の報告について(投票管理者の職務代理者の選任)」。

嶋田委員長 このとおりで、承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは報告第24号を原案どおり承認致します。

嶋田委員長 次に、報告第25号「専決処分した事項の報告について(投票立会人の選任)」。

嶋田委員長 報告第25号「専決処分した事項の報告について(投票立会人の選任)」。

報告第25号「専決処分した事項の報告について(投票立会人の選任)」。

こちらもお覧のとおり、当日の豊岡投票所の立会人にも変更がありましたので専決処分したことをご報告します。以上です。

嶋田委員長

報告第25号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、報告第25号を原案どおり承認致します。

次に、報告第26号「専決処分した事項の報告について(選挙人名簿の修正)」。説明をお願いします。

畠山書記

報告第26号「専決処分した事項の報告について(選挙人名簿の修正)」。公職選挙法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿の修正を行った。対象者、(省略)。修正の内容、姓を「(省略)」から「(省略)」に修正する。修正の理由、対象者から提出のあった不在者投票宣誓書兼請求書の記載内容から、選挙人名簿の登録内容に修正があったことを確認したことによる。

説明致します。選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があったことを知った場合は、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならないこととなっております。また、名簿の修正は、三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程により、委員長が専決できる事項となっておりますので、専決処分し、報告するものであります。

嶋田委員長

こちらにいらっしゃる方なのですか。不在者投票の請求でわかったということなのですね

畠山書記

はい。

嶋田委員長

それでは報告第26号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、報告第26号を原案どおり承認致します。

次に、議案第47号「選挙人名簿から抹消することについて」。説明をお願いします。

畠山書記

議案第47号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」。公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

内容について、説明します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、10月18日の選挙時登録以降昨日までの死亡者で、人数は男9人、女9人、計18人となっております。

次に、「2」の転出抹消者については、10月18日選挙時登録後に転出4カ月経過となった方で、届出日が令和3年6月18日から6月30日までの方が対象となります。人数は男4人、女2人、計6人となっております。

よって、本日の抹消者総数は、男13人、女11人、合計で24人となります。

別紙の名簿をご覧ください。死亡抹消は1頁に、転出抹消は2頁に記載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、もし何かございましたら、お願い致します。無ければ無しとお声掛けください。  
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 無しということで、議案第47号は、原案どおり決定致します。  
続きまして、今後の日程ということで事務局からお願いします。

嶋田委員長 以上で議案審議の方は終わりました。

嶋田委員長 委員の皆さんから何かございませんか。  
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、これで今日の委員会は閉会と致します。  
お疲れさまでした。

午前10時24分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_